

令和元年6月1日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和元年5月20日に運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

日 時：令和元年5月20日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之

委員

- ・ 地 域 住 民 2名 (近隣の住民)
- ・ ちどりの会 (ボランティア団体) 1名
- ・ 当町健康福祉課職員 1名
- ・ 当ホーム一番館入居者、二番館入居者、各1名

(議題)

1. 入居者の会議参加について
2. ゆうなぎかわら版の内容について
3. 入居者について

(議事要旨)

前回の運営推進会議（3月18日）から今日までの施設や入居者の様子について、説明を行う。また、『ゆうなぎかわら版4月号、5月号』の解説を行う。

1. 入居者の会議参加について

一番館の入居者Cが1名、二番館の入居者が1名参加した。一番館の入居者Cについては、かねてから常々、自由に外出をしたいとの要望があり、当町介護保険等主管課たる健康福祉課職員の参加があることから、自由な外出等について尋ねたく参加した。

2. ゆうなぎかわら版の内容について

3. 入居者について

4月号と5月号について、説明をした。なお、ゆうなぎかわら版は概ね毎月10日前後の発行で、概ね前月中の様子を掲載している。あわせて、個別の入居者についても議事を進めた。

【ゆうなぎかわら版4月号】

1. 冒頭の言葉から

～帰宅したいと訴えた入居者が述べるところによれば、当ホームの近隣に18年も賃借している自宅があるということで、この際、職員とともにその近隣にある自宅に向かったというエピソード。当該入居者と職員は、一見、当てもなくしばらく歩くと、当該入居者が突然にとある建物を指さし、それが自宅だと述べたが、その建物は専用住宅には見えなかったというもの。しかし、その自宅だという建物を見ると得心したようで、周辺をそぞろ歩きして当ホームに戻った。このエピソードから、外に行く、帰るという訴えや要求は当然の権利として了解の上で、どのように対応していくか教訓とするもの。

2. 花見に出かけ、ゆうなぎ白子で昼食、ノンアルコールビールを供した

～長生郡白子町の県道飯岡一宮線の沿道に植栽されている河津桜が満開を迎えたことから、花見に出かけ、については当社が運営管理し当ホームと同種施設のゆうなぎ白子に昼食のために立ち寄った。その際、入居者の何人かは当ホーム

に入居前、相当程度の酒類を嗜んでいたようであって、雰囲気もさることながら、ノンアルコールビールを供したところ、盛会であったというもの。

3. 近隣の理容店の訪問を受け、散髪

～長年、委員を努められておられる理容店主が本日の当会議にも参加頂いているが、やはり、長年、理容師たる店主とその子の訪問を受け、入居者の散髪をお願いしているもの。入居者の散髪の様子を掲載。

《発言の要旨》

(萩原) 河津桜のほか、ソメイヨシノ等も植えられている。何れも植樹をしてから相当年数を経過しないと花見で集客も困難だと思う。聞くと、首長はアイデアマンで、しかも思えば私が小学生くらいの頃からその職にあるのではないか。すると、首長というのは長年勤めてこられて結実するというものもあるのではないか。

(委員) 一義的には多選は好ましいとは言えないのではないか。

(萩原) 既にこれまで何度か当会議において述べているが、当ホームと同種施設たる、ゆうなぎ白子、当社本店所在地でもあるが、花見の後に食事、休憩、休息等で立ち寄ることができて、当然にゆうなぎ白子にも介護職員がいるので、手前味噌になるが、安心して向かうことができる外出先の一としての役割を果たしているように思う。ゆうなぎ白子にとってのそれは、当ホームである。

【ゆうなぎかわら版5月号】

1. 冒頭の言葉から

～認知症を基底とした、集中力の維持や途絶について、環境（雰囲気）の影響、昔なじみの懐かしさを覚えるような仕掛けがあると、集中力が増すのではないかとこれまでの現場の経験から言及。レクリエーションを楽しむことが脳に良い刺激となって、認知症の進行緩和に資するのではないかと思量する。個別支援の一として職員とマンツーマンで外出をする、回想法の一として、入居者・役職員の別なく集団で昔の懐かしい話に興じることも有用ではないか。

2. ゆうなぎ白子の入居者が当ホームを訪ね、カラオケに興じる

3. ファミリーレストランに少人数（3名の入居者と1名の職員）でお茶（おやつ）をしに行く

4. 寝たきりの入居者Aに食事介助する様子

～一番館に入居の寝たきりの入居者、当ホーム開設の平成17年10月1日から入居、既に14年おられる。長生郡白子町在住であった。大阪在住の姉妹2人が年に2回の家族会に来られる。ターミナルの診断を受けたが持ち直している。

5. 寝たきりの入居者Bが車いすでリビングダイニングにて笑顔

～二番館に入居の寝たきりの入居者、ターミナルの診断を受けたが持ち直している。

《発言の要旨》

（萩原）寝たきりの入居者Aに食事介助する様子が掲載されているが、主にペースト食と、エンシュア・リキッドと呼ばれる栄養剤である。なお、寝たきりの入居者Bも同様である。試みに、このエンシュア・リキッド、どのような味や飲み口なのかお出しする（試供品を大きじ2杯程度、湯吞で供した）。

（委員）嫌いな味ではないな。飲める。

（萩原）私も実は初めて飲んでみたが、悪くない。むしろ、おいしいのではないか。入居者にどのようなものを供しているのか、その味や飲み口等を役職員が知るのは好ましいだろう。

（萩原）寝たきりの入居者Bは、普段は居室のベッドの上で過ごしている。ときおり、こうして車いすに乗せ、リビングダイニングにお連れする。すると、このような笑顔をお見せになる。Aも同様で、Aについては、毎昼食時にはリビングダイニングにお連れしている。

（委員）寝たきりも対応することが可能であるか。

（萩原）そのとおり。私たちの施設は施設であって施設ではない。開設当初、顧問弁護士に入居契約書の法的検討、校閲を依頼したが、契約書に記載の条文条項から次のとおりに解することができるというのである。

契約の種類	所管法令	実態
賃貸借契約	借地借家法	まかない(食事)付の下宿
介護契約	介護保険法	24時間の介護上の世話

私は不動産会社の代表者であるので、この説に異議なく同意した。開設当初から、まかない付の下宿（賃貸住宅）に入居された人々が、あわせて介護上の世話を24時間受けているに過ぎない。したがって、みなさんの住まいである。住まいであれば、そこで老いて、最期を迎えることもあるだろう。

次回の会議の日程を、7月22日（月）13時30分からと決し散会した。

なお、会議終了後、一番館の入居者Cと当町健康福祉課職員が概ね15分程度面談をした。

以上

本件のお問合せ先

グループホームゆうなぎ九十九里

設置主体) 株式会社相生

代表者) 代表取締役社長 萩原 将之

電話 0475-36-5711